

士茨木氏の邸宅があつた、めに名づけた。寶曆九年の火災後茨木氏の邸は移轉したが、今に町名としてその名を残してゐる。

イバラキナガヨシ 茨木長好 通稱源五左衛門。助右衛門の子。實は吉田數馬守政の四男で、幼名を左太夫、後に小刑部・刑部・右衛門と稱した。慶長四年前出利常の子小將となり、五年九月利常が人質として丹羽氏の小松城に入つた時供奉した小姓十五人の一人である。十年十月新知百石を受け、命により茨木助右衛門の智養子となり、度々加恩されて寛永五年二千五百五十石を領し、慶安元年馬廻組頭となり、寺社奉行を兼ねた。寛文七年二月致仕して宗人と稱し、十一年三月一日七十七歳を以て歿した。

イバラマチ 茨町 鳳至郡矢波の内の小字。

イバラマチャマ 茨町山 鳳至郡茨町部落の東北に在る山。高さ一四八米。山體第三紀層。

イハキドウ 岩井堂 鳳至郡當日に在る洞穴。能登誌に『當日村は方々へ散村に成、蓮花坊といふ所往來にあり。此に千尋といふ川中に、岩井堂とて不思議なる洞あり。海邊より三四里を隔てたる山中なれども、昔は汐のさし引有て鳥賊杯吹出せし事あり。むかし此所に狼鬼といふ者住て人を取れり。是を伊豆牟婁命退治し給ふ。則其靈を祭て狼鬼の宮といふ。』と記する。

イヒガハ 飯川 鹿島郡飯川保に屬する部落。一宮衆徒知行主名帳に『百俵飯川村・豊田村』と見えるから、いにしへ一宮の料所があつたのである。

イヒガハウチ 飯河氏 尊卑分脈大系圖に

林六郎光明弟豊田五郎光成、其子同次郎光廣、光廣次男飯河三郎資光住能登國、資光嫡子飯河次郎景光、二男左衛門尉光政とある。飯河氏は加賀から鹿島郡飯川に移住したものと見える。

イヒガハシンメイシヤ 飯河神明社 鹿島郡飯川にあつた。後に若宮八幡に合併せられて、寶曆の社號帳にはもう見えぬ。

イヒガハダイコン 飯川大根 寶曆の産物調帳に飯川大根がある、鹿島郡飯川が大根を名産としたのである。

イヒガハダニ 飯川谷 鳳至郡仁岸郷に屬する部落。

イヒガハノコフン 飯川の古墳 鹿島郡飯川に在つて、飯塚又は勅使塚といひ、久志伊奈太伎比咩神社に接近してゐる。この古墳は圓塚で、美道の覆蓋は全部持ち去られ、側壁の石材も多少失はれてゐるが、石槨は完全に保存せられてゐるのみならず、その石材の大なること能登で稀に見る所である。

イヒガハホ 飯川保 鹿島郡に在つた。保元三年十二月三日の石清水田中家文書には、『能登惠曾・飯川保・一育莊』とあつて、八幡宮の社領であつた。承久三年注進の能登國田數目録にも『飯川保、五町三段五、久安年中八幡宮券狀』とある。

イヒガハホ 飯川保 鹿島郡に屬する。藩政時代では飯川・下の二村が含まれてゐた。

イヒガハヨシキヨ 飯川義清 通稱左京。平加賀の子で、飯川左京義實の養子となつたもの。天正五年九月十五日七尾に於いて一族横死の際、杉山伯番の家で伯番と共に死んだと越登賀三州志に記してある。

イヒガハヨシサネ 飯川義實 通稱左京。長續連の子で、肥前義宗の養子となつたもの。天正二年七月十二日病死したと、越登賀三州志に記して居る。

イヒガハヨシムネ 飯川義宗 通稱肥前。畠山修理大夫義續の従兄弟であつた。天文十二年義續の老臣遊佐美作續光が龍に驕つて失政多く、國內將に擾亂しようとした時、義宗は續光の逆謀を告へて義續に密告し、弘治二年には温井景長に亦奸策あるを知り、畠山義則の命によつて、之を自邸に招き誅戮した。後天正二年遊佐續光が、畠山義隆の異母弟二本松伊賀守を擁立しようとした時、義宗は義隆と共に毒殺せられた。以上は長氏家譜の説で、必ずしも信を措き難い。

イヒガハワカミヤハチマンシヤ 飯河若宮八幡社 鹿島郡飯川村に在つて、飯川下・白馬・若林四村の産土神である。隣邑八幡新庄村が石清水の神領であつたから、こゝにも八幡宮を勧請したものであらう。畠山氏の頃は東方城山に向かつて大門があり、城向八幡宮といはれたといふ。

イヒジマアキヤス 飯島明保 通稱彦大夫。判事。延享三年新番となり、四年父喜六郎の遺跡百三十石を襲ぎ、奥御納戸奉行・淨珠院殿附御用人に雁任したが、明和四年七月十八日その奥御納戸奉行勤務中不正の行爲があつたことが發覺して改易せられた。

イヒジマキユウエモン 飯島久右衛門 初名喜六郎。元祿十四年父久右衛門の遺知九十石を襲いで御歩となり、寶永七年同小頭に進んで十石を加へ、享保九年三十石を加へて組

外の士に列し、延享四年六十八歳を以て歿。その子判事明保に至つて家断絶した。

イヒタ 飯田 珠洲郡飯田郷に屬する部落。元祿十四年の郷村名義抄に古へ飯田町と稱したとあり、その後村制であつたが街區町建をなすを以て、大町・南町・今町・鍛冶町の俗稱があつた。能登名跡志に、『家數三百軒許。二七の市あり。不殘商家繁昌也。御鹽代官一人。山廻り役一人在任。十村役篠田氏也。』とあり、明治二十年九月改めて飯田町とした。因に言ふ。觀應二年正月得江石王丸代長野彦五郎季光申軍忠狀に『四日凶徒等取陣同國飯田宿之間、季光押寄彼在所致合戰忠節、追越御敵等於越中國訖。』とある飯田宿をこの飯田に當てる者もあるが、地理不相應である。かの飯田宿とあるは鹿島郡飯川又は羽咋郡飯山の誤記ではあるまいか。

イヒタカスガシヤ 飯田春日社 飯田郷に在る。イヒタカスガシヤ 飯田天神社。

イヒタガハ 飯田川 ↓ワカヤマガハ 若山川。

イヒタコウ 飯田港 珠洲郡飯田の海面東西五〇〇米の間をいひ、若山川之に注ぐ。この間海岸平直、僅かに大轉曲を爲すに止り、船舶の碇繋に便利であるとは言はれないが、飯田が郡内第一の聚落であるため、内浦航路の要點とせられる。

イヒタゴウ 飯田郷 珠洲郡に屬し、藩政時代では、飯田・鹿野・本江寺・出田・廣栗・鈴内の六ヶ村を含んで居た。

イヒタシヨウ 飯田城 珠洲郡飯田の西北に在つた。春日山と相並ぶ山城で、海濱を去ること四〇〇米に在る。堡主は詳かでない。